
プロジェクト	リース
項目	リース事業協会によるアンケート調査結果の報告（第 86 回リース会計専門委員会）について聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 86 回リース会計専門委員会（2019 年 5 月 20 日開催）における、リース事業協会による、わが国リース会計基準に関するアンケート調査結果報告について専門委員より聞かれた意見をまとめたものである。

アンケート調査の概要

2. アンケート調査結果では、会社数に対するアンケートの回答数が多い業種は、「12. 陸運業、海運業、空運業、倉庫・運輸関連業」、「15. 小売業」、「17. 不動産業」と想定されるが、各回答についての業種別の傾向を把握するために、業種別の回答率をお教えいただきたい。
3. 業種ごとの回答率を確認できれば、どの業種の企業が会計基準の改正による負担を感じているのかが分かり、また、例えば、質問 6 の現在注記しているオペレーティング・リースの残高をオンバランスする場合の財務諸表への影響に対して「投資判断に影響がない」と回答されていることが、業種の特徴であるのか、誤解に基づくものであるか等のさらなる分析が可能になると考えられる。
4. 本調査の回答率が 13.2%であることを踏まえると、リース会計基準を改正すべきか否かに関する意見を一般化することは難しいと考えられる。
5. 上場会社で回答をしている 471 社について、回答内容が会社規模等で何らかの傾向があれば、お教えいただきたい。
6. オブザーバーより、今後、わが国リース会計基準に関するアンケート調査結果を受け止めた上で審議を行う必要があるが、回答結果については、業種別のデータや各質問の回答結果の内容を深掘りして分析する必要があるとの意見が聞かれた。

わが国リース会計基準の改訂の是非（Q4）

7. わが国リース会計基準の改訂の是非について、「リース会計基準を改訂する必要がない」と回答した企業が 76.3%であることを踏まえると、我が国におけるリース

会計基準の開発に関する検討について、幅広い理解が得られていないのではないかと考える。

現在注記しているオペレーティング・リースの残高をオンバランスする場合の財務諸表への影響 (Q6)

8. 現在注記しているオペレーティング・リースの残高をオンバランスする場合の財務諸表への影響について、「投資判断に影響がない」と回答した企業が69.7%であることを踏まえると、これまでの審議において、財務諸表利用者のニーズや国際的な会計基準との整合性に少し重きを置き過ぎており、財務諸表作成者の意見が反映されていないのではないかと考える。
9. 現在注記しているオペレーティング・リースの残高をオンバランスする場合の財務諸表への影響について、約7割の企業が「財務諸表利用者の投資判断に影響がない」と回答していることに関して、オペレーティング・リースに関する情報の投資意思決定における重要性について、財務諸表利用者から財務諸表作成者に適切に説明されていない可能性がある点で示唆に富んでいると感じた。なお、現在、各企業でM&A等の投資意思決定を行う部署の担当者の意見も収集できれば、異なる意見が聞かれる可能性があるのではないかと考える。
10. 現在注記しているオペレーティング・リースの残高をオンバランスする場合の財務諸表への影響について、約7割の企業が財務諸表利用者の「投資判断に影響がない」と回答されているが、例えば、リースに重要性がないためなのか、リースに関する注記を行っているためなのか、具体的な理由が分かるのであれば、お教えいただきたい。

仮にわが国リース会計基準が改訂されたとした場合のビジネスへの影響 (Q7)

11. 仮にわが国リース会計基準が改訂されたとした場合のビジネスへの影響について、「マイナスの影響がある」と回答した企業が約18%存在するが、具体的なマイナスの影響について、回答内容に傾向があれば、お教えいただきたい。
12. オブザーバーより、財務諸表利用者への投資判断上の影響がないとの回答が約7割であった反面、ビジネスへの影響については、約8割の企業が不明であると回答されているが、ビジネスへのマイナスの影響については、税法上の問題なのか、会社法（分配規制）の問題なのか、影響の内容が具体的に分かると、財務諸表作成者と財務諸表利用者の議論がより深まるとの意見が聞かれた。

国際的なリース会計基準において実務上負担が大きいと考えられる要求事項 (Q9)

13. 国際的な会計基準において実務上負担が大きいと考えられる要求事項において、IFRS 又は米国会計基準を適用している企業の 79.4%が「不動産リースのリース期間の判定（オプション付き契約における見積り）」に対して負担を感じていることを踏まえると、我が国におけるリース会計基準の開発においては、事前に適用上の困難さについて解決の方向性を見出しておく必要があると考える。

財務諸表に対する重要性のガイダンス (Q11)

14. 財務諸表に対する重要性のガイダンスについて、「数値基準等具体的なガイダンスがなければ機能しない」と回答した企業について、その具体的な理由をお教えいただきたい。

仮にわが国リース会計基準が改訂されとした場合の必要な取扱い（適用除外または簡便的な会計処理） (Q12)

15. アンケート結果では、財務諸表に対する重要性のガイダンスについて、Q11 では、66.2%の企業が「(重要性のガイダンスが無くても) 各企業の判断で十分に機能する」と回答している一方で、Q12 では、それらの企業のうち 80.5%の企業が、仮にわが国リース会計基準が改訂されとした場合の必要な取扱いとして、「重要性が乏しくかつリース料総額が一定金額以下のリースは適用除外」を求めているように見受けられるが、どのように分析されているか、お教えいただきたい。
16. 仮にわが国リース会計基準が改訂されとした場合の必要な取扱い（適用除外または簡便的な会計処理）に関する回答の中で、2区分モデルが適用された場合を想定した回答なのか、あるいは単一モデルが適用された場合を想定した回答なのかが分かるようなコメントがあれば、お教えいただきたい。

国際的なリース会計基準に関して、改善が必要と考えられる事項 (Q13)

17. 国際的なリース会計基準に関して、改善が必要と考えられる事項について、リースの識別やリース期間等の重要な論点に対して、何か参考になるような意見が寄せら

れているのであれば、お教えいただきたい。

以 上